

○茨城県立医療大学におけるクラス委員協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本学における教育活動、学生生活の支援等に関する事項に学生の意向を反映させるためのクラス委員協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(クラス会議)

第2条 クラスに、当該クラスの学生により自主的に運営される組織として、クラス会議を置く。

2 クラス会議を開催するときは、クラス担任教員に届け出るものとする。

(クラス委員)

第3条 クラスに、クラス会議により選出されるクラス委員3名を置く。

2 クラス委員は、クラスを代表し、学生生活の向上を図るため、クラスの意見をまとめ、クラスの運営、連絡、調整等の任務を行う。

3 クラス委員の任期は、選出された日から当該年度の末日までとする。ただし、欠員により新たにクラス委員となった者の任期は、前任のクラス委員の残任期間とする。

4 クラス委員は、再任されることができる。

5 クラス委員は、選出されたときは、その旨を正クラス担任教員及び学生部長に報告するものとする。

(クラス委員協議会)

第4条 クラス委員により自主的に運営される組織として、クラス委員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の議長及び副議長)

第5条 協議会に、クラス委員の互選により選出される議長1名、副議長3名を置く。

2 議長は学生を代表し、副議長は議長を補佐する。

3 議長は、議長及び副議長が選出されたときは、その旨を学生部長に報告するものとする。

(協議会の任務)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、意見交換、討議、連絡等（以下「意見交換等」という。）を行う。

(1) 創療祭、スポーツの日等の学内行事に関する事項

(2) 課外活動に関する事項

(3) クラス会議及び協議会の運営に関する事項

(4) その他学内における学生生活に関する事項

2 議長は、協議会を開催するときは、学生部長に届け出るものとする。

(下部機関)

第7条 協議会は、別に定めるところにより下部機関を設置することができる。

(学生と学生委員との懇談会)

第8条 協議会と学生委員会とが次に掲げる事項について意見交換等を行うため、学生と学生委員との懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(1) 創療祭、スポーツの日等学内行事に関する事項

(2) 課外活動に関する事項

(3) クラス会議及び協議会の運営に関する事項

(4) その他学内における学生生活の支援に関する事項

2 懇談会は、学生部長が主宰する。

3 懇談会には、協議会の議長及び副議長並びに学生委員が出席する。

4 学生部長が必要と認めるときは、懇談会に関係者の出席を求めることができる。

(細則)

第9条 クラス会議及び協議会の運営その他この要綱の実施に関する細則については、学生委員会の承認を経て、協議会が定めることができる。

(事務)

第10条 この要綱の実施に関する事務は、教務課において処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年5月22日から施行する。
- 2 クラス委員設置要項（平成12年2月16日）は、廃止する。